

V 地方单独施策

V 地方単独施策

今後、山村振興対策を推進する上で重要なことは、各種国庫補助事業等の効率的な活用に加え、それぞれの山村地域の自主性・創意工夫を活かした活性化方策を推進するという観点から、地方単独施策を有効に、かつ、円滑に実施することである。

地方単独施策は、その対象分野及び内容等が多種多様であり、地方公共団体の創意と工夫により実施されているものである。今後においても、山村振興の着実な推進を図るために、国の行う各種施策との整合性を図りつつ、地方公共団体の個性を十分発揮した地方単独施策が実施できるよう、分野別のメニューや財政措置の内容を十分検討の上、対応することが必要である。

これらを踏まえ、次に、地方単独施策における支援措置について紹介する。

なお、これら支援措置の事業要綱等についても、「資料編」に取りまとめているので参照されたい。

地方単独施策については、以下のような支援措置が用意されている。

1 施策別地方単独施策一覧

(1) 地域経済循環の創造

(資料編 153 頁)

目的：自然、景観、文化、產品等の多様な地域資源、伝統的地域産業、科学技術及び情報通信技術（ＩＣＴ）等を活用し、産業界、大学等、地域金融機関、自治体（産学金官）の連携・協力関係を基に、自立した力強い地域経済循環を創出するための基盤整備を図る。

（地域資源活用事業）

事業例：ベンチャー支援、創業支援のための拠点支援、サテライトオフィス誘致支援施設、貸工場等の整備、農林水産業・伝統的地域産業の活性化のための加工場、直販施設等の整備、地域の観光資源を活用した観光客誘致を図るための施設等の整備、水質・土壤汚染対策等産学官共同研究施設や地域の資源を活用した先端科学技術の研究開発のための施設等の整備

（地域情報通信基盤整備事業）

事業例：公共施設等を接続するネットワークの整備、デジタル加入者回線設備等の整備、光ファイバ等の更新等、地上放送のデジタル化に対応するための辺地共聴施設の改造事業、地域衛星通信ネットワーク施設の整備、地域住民への研修や地域の情報発信等の拠点となる情報センター等の整備、電子申請等の住民サービス業務等と連携した業務を複数地方公共団体が共同して推進するための共同処理センターの整備

（自然再生・地球温暖化対策事業）

事業例：藻場・干潟・ビオトープ（生物の生息空間）及びそれらをつなぐ緑道等の形成・保全、全般的に地域木材を利用した施設の整備、都市緑化のための植樹、植栽等

(国土保全対策事業)

事業例：保全・活用を図る森林の取得及び作業場・林道等施設の整備、公益的機能別施業森林区域として定められた森林及び民有林の保安林の取得、小規模農地・農道等の整備、耕作放棄地、荒廃林地及び棚田の取得及び整備、都市住民に対し国土保全の重要性についての理解を深めることを目的とした交流施設や就農希望者等に対する研修施設及び農林産物の試験研究等の施設整備、水車小屋、井戸等の整備等

(2) 人材力の活性化

(資料編155頁)

目的：地方への移住者・定住者、地場産業の後継者など、地域を支える人材の育成及び確保を図るための施設の整備を図る。

事業例：Uターン等による地方移住者・定住者向け貸付住宅の整備、地場産業後継者の育成・支援施設等の整備、NPOサポートセンター、ボランティア支援センター等の共生社会を支える市民活動支援のための施設の整備、地域貢献・地域連携を主たる目的とする公立大学、公立短期大学及び公立高等専門学校の施設の整備

(3) 地域の歴史文化資産の活用

(資料編155頁)

目的：個性的で誇りに満ちた地域社会の形成に資する地域主導による歴史文化資産の保存・活用を図るための施設等の整備を図る。

事業例：文化財保護法の規定により指定等された有形文化財・有形民俗文化財等・重要文化財・国宝等の取得、保存及び周辺整備、住民が地域の歴史文化資産とふれあう場等の整備や歴史的建造物・街並みの保存及び周辺整備等

(4) 一億総活躍社会の実現のためのいのちと生活を守る安心の確保 (資料編155頁)

目的：少子高齢化対策、地域の足の確保、集落の再編対策など、地域住民のいのちと生活を守り安心を確保するために必要な基盤整備を図る。

事業例：リハビリテーション施設及び看護師養成所等の地域の少子高齢化社会を支える保健福祉施設の整備、地域住民が公共施設・医療機関・ターミナル等へ移動するための車両の導入、集落移転事業等に伴って必要となる生活環境施設の整備

(5) 連携中枢都市圏構想の推進

(資料編156頁)

目的：連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結し、又は連携中枢都市圏形成方針を策定し、連携中枢都市圏ビジョンを策定した連携中枢都市及びその連携市町村の当該ビジョンに明確に位置付けられている、「圏域全体の経済成長のけん引」、「高次の都市機能の集積・強化」及び「圏域全体の生活関連機能サービスの向上」の取組に真に必要な施設の整備を図る。

事業例：新技術等開発を支援するための施設の整備、観光拠点施設の整備、高度医療の提供に資する施設の整備、アクセス拠点施設の整備、高等教育機関における研究施設の整備、医療・福祉を確保するための施設の整備、公共交通のネットワークを形成するための施設の整備、産業振興のための施設の整備

(6) 定住自立圏構想の推進

(資料編 157 頁)

目的：定住自立圏形成協定を締結し、又は定住自立圏形成方針を策定し、定住自立圏共生ビジョンを策定した中心市及びその近隣市町村の当該ビジョンに明確に位置付けられている、「医療・福祉」、「公共交通」又は「産業振興」に係る基幹的施設やネットワーク形成に資する施設等であって、圏域全体の都市機能・生活機能を確保するために真に必要なものの整備を図る。

事業例：医療・福祉を確保するための施設の整備、公共交通のネットワークを形成するための施設の整備、産業振興のための施設の整備

(7) 合併の円滑化

(資料編 157 頁)

目的：市町村の合併の特例に関する法律の下で平成 22 年 4 月 1 日以降に合併した市町村等が行う事業の支援を図る。

事業例：平成 22 年 4 月 1 日以降に合併した合併市町村が実施する事業又は合併関係市町村が連絡調整して一体的に行う事業、合併市町村基本計画に基づき実施する事業、合併の円滑化のために必要不可欠な事業として行う庁舎及び消防庁舎の統合・改修等並びに合併市町村相互間の電算システム及び防災行政無線等の統合整備等

(8) ふるさと融資（地域総合整備資金貸付）

(資料編 207 頁)

目的：ふるさと財団の支援の下に民間事業活動に対して行う無利子資金の貸付事業。

事業例：医薬品製造工場増設事業、老人保健施設建設事業等

(9) 森林・林業振興対策

(資料編 214 頁)

目的：地球温暖化防止対策、林産物の安定供給やきれいな水と空気の提供、自然景観の保全等重要な役割を担う山村地域の活性化の推進を図る。

事業例：森林作業員の育成のための OJT 研修、林業への新規就業者の定着のための福利厚生、技術講習、安全衛生等の条件整備、森林所有者等による施業実施区域の明確化作業や森林の現況調査等の地域活動の支援、地域材を利用した住宅建設に対する利子助成等

財政支援措置：

- ① 公有林等間伐対策
- ② 民有林の公的整備

- ③ 森林の公益的機能の維持増進
- ④ 新たな縁の雇用担い手育成対策
- ⑤ 森林整備地域活動等支援
- ⑥ 地域材利用促進対策
- ⑦ 森林・山村多面的機能発揮対策

(10) 農山漁村地域活性化対策 (資料編215頁)

目的：農山漁村地域の活性化を一層推進するため、後継者の育成・確保対策及び若者の定住促進対策等を推進

事業例：農林漁業の担い手対策、女性の参画の促進と少子・高齢化対策、地域におけるニーズに応じた地域農畜産物の生産、消費拡大等への取組対策、自然循環機能の維持増進対策、新規就業希望者に対するOJT研修等の実施等

財政支援措置：

- ① 日本型直接支払
 - (1) 多面的機能支払交付金
 - (2) 中山間地域等直接支払
 - (3) 環境保全型農業直接支援対策
- ② 農山漁村地域活性化事業
- ③ 水産多面的機能発揮対策
- ④ 離島漁業再生支援
- ⑤ 特定有人国境離島漁村支援

(11) へき地保健医療の充実 (資料編216頁)

目的：へき地を中心とした地域医療の充実を図るため、広域的な観点から都道府県が策定する計画に基づき事業を支援。

事業例：施設設備整備等（へき地診療所の建設、巡回診療車及び医療機器等の購入、へき地診療所等への代診医師、応援医師等の派遣経費）

(12) 小規模集合排水処理施設整備事業 (資料編218頁)

目的：対象となる住宅戸数が2戸以上20戸未満である小規模な集合排水処理施設を地方単独事業により整備し、当該施設を公営企業として運営する市町村を支援。

事業例：管路施設、処理施設の整備

(13) 市町村による浄化槽設置管理事業（個別排水処理施設整備事業）

(資料編219頁)

目的：生活排水処理対策を一層推進するため、浄化槽の設置管理を公営企業として行う市町村を支援。

事業例：浄化槽の整備

(14) 子供の農山漁村体験の充実（通称「子ども農山漁村交流プロジェクト」事業）

(資料編220頁)

目的：農山漁村での宿泊体験や自然体験を通じて、学ぶ意欲や自立心、思いやりの心、規範意識などを育み、力強い子供の成長を支えるとともに、子供を受け入れる地域の活性化、交流による地域間の相互理解の深化を図る。

事業例：農山漁村での自然体験や農林漁業体験等を伴う小学校・中学校の児童・生徒が行う宿泊体験活動

(15) 地域おこし協力隊の活用

(資料編221頁)

目的：地方自治体が都市住民を受け入れ、地域おこし協力隊員として委嘱し、一定期間以上、農林漁業の応援などの地域協力活動に参加してもらい、当該地域への定住・定着を図る取り組みについて、地方自治体が意欲的・積極的に取り組むことができるよう、必要な支援を実施。

事業例：地域おこし協力隊員による農林水産業への従事、水源保全・監視活動、環境保全活動、住民の生活支援、地域おこしの支援等

(16) 集落支援員の活用

(資料編222頁)

目的：地方自治体が集落支援員を活用し、集落対策を一層推進することができるよう、必要な支援を実施。

事業例：集落支援員による集落の状況把握、集落点検の実施、集落のあり方についての話し合い等

(17) 外部専門家（地域力創造アドバイザー）招へい事業

(資料編223頁)

目的：地域活性化の取組に関する知見やノウハウを有する外部専門家（総務省「地域人材ネット」登録者）を招へいして、地域独自の魅力や価値を向上させる取組を行う市町村を支援。

事業例：地域資源を活用した地域経済循環、まちなか再生、生活機能の維持、環境保線・SDGs、防災減災・危機管理、観光振興・交流、関係人口の創出・拡大、移住・定住促進、少子化対策、こども・子育て支援、地域づくりの人材の育成・教育、自治体経営イノベーション、シティプロモーション・地域PR

2 地方単独施策の財政支援について

地域活性化事業【(1)～(7)】については、地方債充当率は90%とする。また、各事業の元利償還金の30%に相当する額については、後年度、普通交付税の基準財政需要額に算入する。(平成21年度までに提出した地域活性化事業計画に位置づけられている事業であって、令和6年度以降引き続き実施することが必要なものについては従前の例による。)

(1) 地域経済循環の創造

地域活性化事業債 90% (交付税：後年度30%)	一般 財源 10%
---------------------------------	-----------------

(2) 人材力の活性化

地域活性化事業債 90% (交付税：後年度30%)	一般 財源 10%
---------------------------------	-----------------

(3) 地域の歴史文化資産の活用

地域活性化事業債 90% (交付税：後年度30%)	一般 財源 10%
---------------------------------	-----------------

(4) 一億総活躍社会の実現のためのいのちと生活を守る安心の確保

地域活性化事業債 90% (交付税：後年度30%)	一般 財源 10%
---------------------------------	-----------------

(5) 連携中枢都市圏構想の推進

地域活性化事業債 90% (交付税：後年度30%)	一般 財源 10%
---------------------------------	-----------------

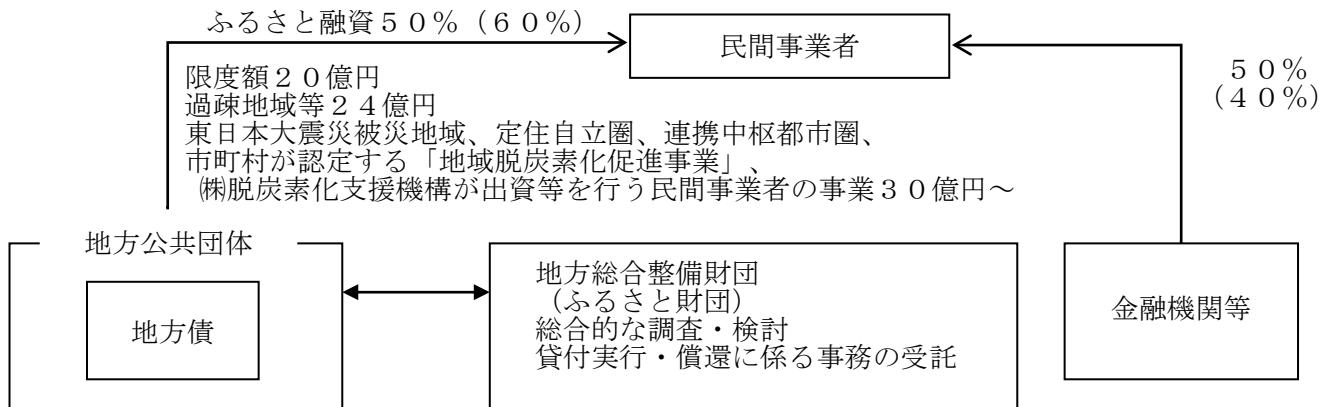
(6) 定住自立圏構想の推進

地域活性化事業債 90% (交付税：後年度30%)	一般 財源 10%
---------------------------------	-----------------

(7) 合併の円滑化

地域活性化事業債 90% (交付税：後年度30%)	一般 財源 10%
---------------------------------	-----------------

(8) ふるさと融資



一般事業債（地域総合整備資金貸付事業分）100%
(交付税：利子分について後年度 75% (用地取得費部分については後年度 50%))

- (注) 市町村が認定する「地域脱炭素化促進事業」、(株)脱炭素化支援機構が出資等を行う民間事業者の事業のほか、時限的特例措置として、過疎地域・みなし過疎地域、離島地域、特別豪雪地帯、定住自立圏、東日本大震災被災地域（岩手県、宮城県及び福島県並びに岩手県、宮城県及び福島県の区域内の市町村）、連携中枢都市圏において実施される貸付対象事業について 60%まで融資可能。
- (注) 地方公共団体が民間事業者に連帯保証料の補助を行う場合、当該地方公共団体に対して交付税措置（補助額の 75%）を講じる（低金利下における措置）

(9) へき地保健医療の充実

病院事業債
100%
(交付税：元利償還金について後年度 60%)

(注) 運営費の一部について特別交付税により措置されます。

(10) 小規模集合排水処理施設整備事業

一般会計繰出	
一般財源 30% (交付税当該年度)	下水道事業債 70% (交付税：後年度 44%) ※事業費補正分のみ

(注) 令和 7 年度については、一般会計繰出 30% 分は、下水道事業債（交付税；後年度 100%）に振り替えられている。

(11) 市町村による浄化槽設置管理事業 個別排水処理施設整備事業

一般会計繰出	
一般財源 30% (交付税当該年度)	下水道事業債 70% (交付税：後年度 44%) ※事業費補正分のみ

(注) 令和 7 年度については、一般会計繰出 30% 分は、下水道事業債（交付税；後年度 100%）に振り替えられている。